

令和6年度

社協のしおり



ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

豊見城市社会福祉協議会



社会福祉協議会「社協」とは

★社協のあゆみ

社協は、戦後間もない昭和 26(1951)年に民間の社会福祉活動の強化を図るため、全国、都道府県段階で誕生し、ほどなく市区町村で組織化が進み、福祉活動への住民参加をすすめながら地域福祉活動推進の中心的役割を果たしてきました。

豊見城社協は、昭和 52(1977)年 12 月 23 日に社会福祉法人として設立されました。



社会福祉センター

★目的と性格

地域住民および、社会福祉や保健・医療・教育・行政機関などの関係者、さらに地域社会を形成する他の様々な専門家・団体・機関によって構成され、住民が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題にとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。

民間組織としての「自主性」と、住民の参加を基本とし、社会福祉関係者の参加に支えられている「公共性」という二つの側面をあわせもった、民間非営利団体である。

★基本目標

1. 住民の主体的参加の仕組みづくり
 - (1) 人と人がつながる、支え合う意識を育む
 - (2) 地域がつながる、活力をつける
 - (3) 地域の福祉人材の育成、確保
2. 地域に根ざした課題解決の仕組みづくり
 - (1) 地域支え合いの体制づくり
 - (2) 地域資源と福祉活動をつなげる仕組みづくり
3. サービス利用に対するきめ細かな支援
 - (1) 地域に根ざしたサービス利用の推進
 - (2) 一人ひとりを尊重する権利擁護の推進
4. 健康で安心して暮らせるまちづくり
 - (1) 健康づくりへの取り組み
 - (2) 安全・安心のまちづくり

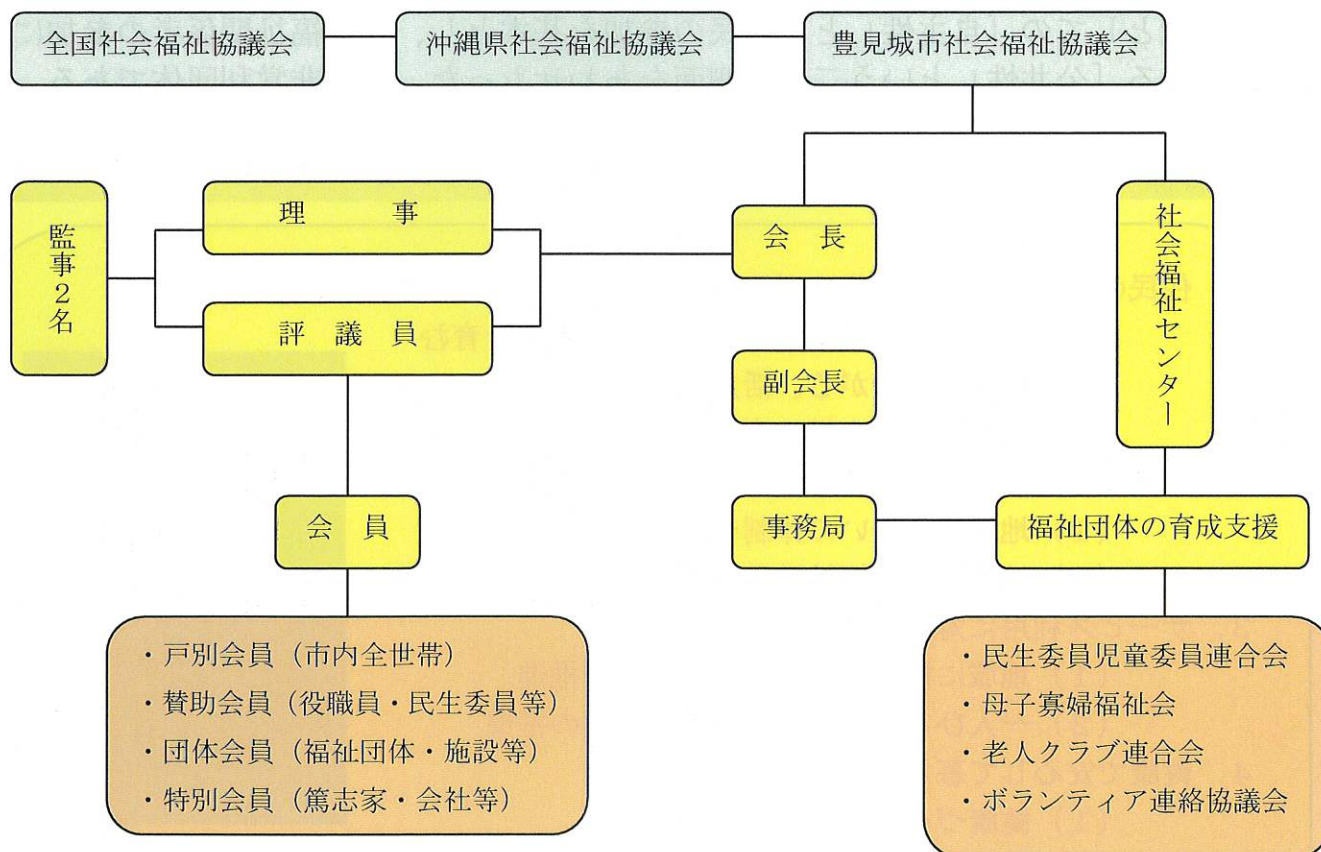


※第3次豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画基本目標

★重点事業

1. 福祉のネットワークづくり事業の推進
～地域における生活福祉課題の解決に向けた仕組みづくり～
2. 子どもの居場所・学習支援（子どもの貧困緊急対策）事業の推進
～課題を抱える子どもへの支援と居場所づくり～
3. 生活困窮者自立相談支援事業の推進
～生活困窮者の早期発見と伴奏型支援～
4. 福祉ボランティアのまちづくり事業の推進

★組織



①理事

[理事は、執行機関として位置づけられ、実際の運営にあたります。]

- ◆選出区分 → 学識経験者,行政吏員,教育関係者,商工会,女性会,福祉施設,
ボランティア,シルバー人材,自治会長会,老人会,民生委員児童委員

②監事（2名）

[監事は、事業の執行状況や財務の監査を行います。]

- ◆選出区分 → 学識経験者、福祉関係者

③評議員

[評議員は、社協の活動や事業等について議決する機関で、また、理事や監事の選任を行います。]

- ◆選出区分 → 民生委員児童委員、市こども会育成連、老人クラブ、保育園長会
手をつなぐ育成会、JA豊見城支店、赤十字奉仕団、校長会
身障協、母子会、中央公民館長、行政吏員、その他福祉関係者

④会 員

[社会福祉協議会は、皆様からの会員会費や寄付金を財源基盤として各種福祉事業を行っています。豊見城市の福祉の推進・充実のため、地域福祉のサポーターとして会員会費のご協力をお願いいたします。]

戸別会員（戸別世帯）・・・・・・・・・・・・・・・・・・年間	500円
賛助会員（理事・評議員・民生児童委員・その他個人）・・年間	1,000円
団体会員（ボランティア団体・任意団体等）・・・・・・・・年間	5,000円
団体会員（老人施設・保育所・事業所等）・・・・・・・・年間	10,000円
特別会員（一口当たり）・・・・・・・・・・・・・・・・年間	10,000円

地域をささえる社協会員募集月間 7月1日～7月31日

⑤事務局

●事務局長	1名
●次長 兼 地域福祉係長	1名
●総務係	2名
●地域福祉係	3名
●相談支援係長	1名
●相談支援係	2名

正職員
10名

●日常生活自立支援事業（嘱託）	1名
●地域ミニデイサービス事業（嘱託）	6名
●生活福祉資金貸付業務(嘱託)(臨時)	4名
●真嘉部コミュニティーセンター運営(嘱託)(臨時)	5名
〃 夜間管理人(臨時)	2名
●わくわく児童館運営(嘱託)(臨時)	4名
〃 夜間管理人(臨時)	2名
●ゆたか児童クラブ運営(嘱託)(臨時)	5名
●まかぶ児童クラブ運営(嘱託)(臨時)	6名
●総務・募金等(嘱託)	2名
●生活困窮者自立支援相談事業(嘱託)	3名
●子どもの居場所学習支援事業(嘱託)(臨時)	14名
●生活支援体制整備事業（嘱託）	3名
●社会福祉センター警備員（臨時）	2名

受託事業職員
その他職員
59名

(令和6年4月1日現在)



豊見城市福祉講演会・学生ボランティア実践者表彰式（令和6年2月）

★活動資金

◆民間財源

①会 費

広く市民の皆さんから社協の会員会費としていただくものです。

②共同募金配分金

赤い羽根から地域の福祉活動を高めるため配分を受けています。

③寄付金

個人や企業・各種団体等からの寄付金の意思を活かしながら社会福祉推進のために有効に活用しています。



街頭募金活動（令和5年10月16日）



クリスマスケーキ贈呈式（令和5年12月22日）

◆公的財源

①公費補助

社協は、民間団体とはいえ、住民の福祉を支える公共性のある団体であるため、人件費や福祉センター運営には公費の補助金が導入されています。

②受託事業費

公的な福祉サービスであっても、民間性を活かした運営が必要な事業は、行政からの受託、また県社協からの事業等を受託し、総合的に推進します。



チャンプルー交流会(令和5年6月16日)



社協の活動

1. 会務の運営

会務の円滑なる運営並びに効率よく事業執行・経営ができるよう、次のとおり会議を開催する。

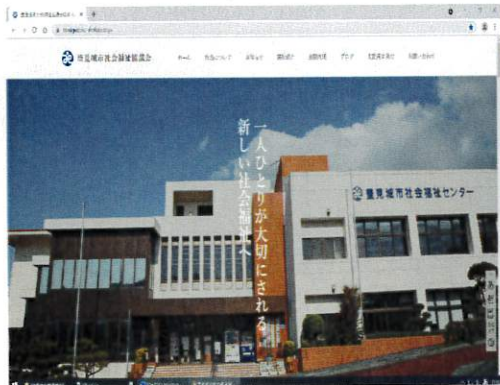
- (1) 理事・評議員会の開催
- (2) 各種委員会等の開催（随時）
- (3) 正副会長会の開催（随時）
- (4) 監査の実施



2. 調査及び広報活動（啓発宣伝事業）

市民参加の地域福祉活動を推進するため、調査研究・広報活動の充実強化に努め、社会福祉への理解と関心を深めその啓発を図るため、次の事業を実施する。

- (1) 社会福祉大会の開催（福祉講演会・社会福祉展との隔年開催）
- (2) 社協だよりの発行
- (3) 第4次地域福祉活動計画の策定に向けた取り組み
- (4) 福祉防災・災害ボランティアに関する研究、啓発及び研修会等への参加
- (5) 各種福祉週間行事の啓発宣伝（ポスターの作成、ロビーでの展示）
- (6) 社協会員募集チラシの作成及び広報
- (7) 共同募金運動チラシ及び説明資料作成及び資材の発注
- (8) ホームページの開設（アドレス <http://www.tomigusuku-shakyo.or.jp/>）
- (9) 市広報紙及びマスコミ等の活用
- (10) コミュニティーソーシャルワークの研究及研修会等への参加
- (11) 成年後見センター（仮称）の調査研究
- (12) 「THANKS(サンクス)運動」「持続可能な開発目標 SDGs」の広報啓発



社協ホームページ



社会福祉展(令和5年11月)

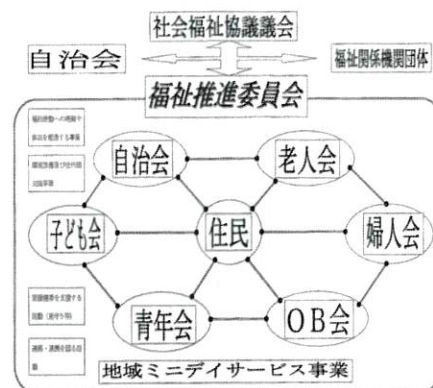


3. 福祉のネットワークづくり事業(コミュニティソーシャルワーク事業)

地域住民の参加と民生委員児童委員をはじめ、関係機関団体等との連携のもと地域に即した創意と工夫により、あらゆる生活・福祉問題に対応するとともに、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域の支援体制整備を図るため、次の事業を実施する。

(1) 地域づくり支援事業

- ① 小地域福祉ネットワーク推進地区（福祉推進委員会）の指定及び助成により活動強化、活性化を促進する
- ② ネットワーク推進地区指定書の交付
- ③ 福祉推進委員会未設置地区への結成促進支援



(2) コミュニティソーシャルワーク事業の推進

各中学校区ごとに地区担当職員（CSW）を配置し、小地域福祉ネットワーク推進地区(福祉推進委員会)を中心とした地域住民との連携を密にし、生活支援体制及びコミュニティづくり等を促進し地域の福祉課題を総合的に把握し福祉・保健・医療・教育の関係機関等と連携を図り、乳幼児から高齢者までの総合的な相談支援体制の確立を目的に次の事業の取り組みを支援します。

※次の事業等についてそれぞれの地域で無理のない活動に取り組みます。

- ① 相談機関へのつなぎ及び個別調整会議の開催（全地区共通事業）
地区内から上がってきた課題の解決に向けて、自治会長や民生委員等と連携し、福祉推進委員会及び地域住民との協働の取り組みや専門相談機関等へ結びつけ、課題解決を目指していく。必要に応じて個別調整会議を開催する。
- ② 高齢者・身障者・子ども会等世代間交流活動
- ③ 各種講演会・推進委員研修会の開催(支援)
- ④ 地域福祉関連助成事業に関する情報の提供
- ⑤ 社協会員募集及び加入推進運動への協力
- ⑥ 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動への協力
- ⑦ 地域見守り隊活動の推進及びあいさつ運動への協力
- ⑧ 地域活動等への住民参加を促す活動及び勉強会等への講師派遣等
- ⑨ 気軽な居場所の設置促進及び事業展開推進活動
- ⑩ 高齢者等の虐待防止及び消費者被害防止に関する啓発活動
- ⑪ 自主防災組織等立ち上げ支援及び災害ボランティアに関する活動
- ⑫ 災害時要支援者の把握や情報更新、関係機関との情報の共有化
- ⑬ 地域ミニデイサービス事業の推進
- ⑭ 地区内の団体・企業等との連携による協働活動の検討調整
- ⑮ 地域福祉活動活性化支援助成事業を活用した活動の展開



4. 低所得者等に関する事業

低所得世帯や罹災世帯等に対して、必要な支援や貸付等の援助指導を行うことより、経済的な自立及び生活意欲の助長促進を図り安定した生活を送れるよう次の事業を実施する。

- (1) 罹災世帯に対する見舞金の支給及び火災・災害時等の援護活動
- (2) 生活福祉資金貸付による相談援助
- (3) たすけあい金庫貸付による相談援助
- (4) ささえあい福祉銀行による食料品や必要な日用品の支援支援
- (5) 共育ステーションつむぎの協力によるベビーミルク支援



ひとり親フードパントリー(令和5年11月)



フードドライブ 寄贈豊崎美らSUN会(令和5年12月)

5. 老人福祉に関する事業

高齢者の福祉向上を図るため、次の事業を実施する。

- (1) ちいきの足「とみゅ Car」を活用した高齢者の外出支援
- (2) 老人・女性・子ども交流会
- (3) 市敬老月間行事への協力
- (4) 市老人クラブ連合会並びに単位老人クラブの活動支援
- (5) 高齢者等見守り訪問(JA 女性部手作りみそ贈呈訪問)
- (6) 福祉用具貸与事業



老人・女性・子ども会合同運動会・豊崎体育館(令和元年10月27日)

6. 児童福祉に関する事業

次代を担う子ども達が、夢と希望を持ち明るく健康でのびのびと成長できる地域づくりを推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 子供遊び場危険箇所点検及び意見具申、児童福祉週間の広報啓発
- (2) すくすくキッズ事業（認可外保育園等応援事業）
- (3) 子ども友遊まつり（民児協との共催：中学校区開催）
- (4) 児童ふれあい交流会（民児協との共催：市内幼稚園）
- (5) 子ども応援基金による相談援助



子供遊び場危険箇所報告(令和5年5月)



豊中校区子ども友遊まつり(令和5年5月)

7. 障害児者福祉に関する事業

障害（児）者の福祉向上を図るため、次の事業を実施する。

- (1) 身障者スポーツ大会への協力
- (2) 身体障害者福祉協会の活動支援
- (3) 身障者世帯への生活福祉資金貸付による援助
- (4) 身障協激励ピクニックへの助成及び協力
- (5) 言語障害児療育キャンプへの助成
- (6) 手をつなぐ育成会研修会への助成
- (7) 福祉用具貸与事業
- (8) 身体障害者福祉協会交流激励会への助成（歳末助け合い）
- (9) 手をつなぐ育成会交流激励会への助成（歳末助け合い）



県スポーツ大会・準優勝(令和元年10月)



8. ひとり親世帯福祉に関する事業

ひとり親世帯の福祉向上を図るため、次の事業を実施する。

- (1) ふれあい手作り教室の実施
- (2) ひとり親世帯に関する制度等の広報周知
- (3) 母子寡婦福祉会の研修会・運動会への協力
- (4) 母子寡婦福祉資金の貸付指導
- (5) ひとり親世帯交流激励会への助成
(歳末たすけあい)
- (6) 新入学応援事業(県母連配分ランドセル贈呈)
- (7) 市ひとり親福祉会の活動支援



県母子会運動会(令和5年6月)

9. 民生委員児童委員連合会事務局の運営及び活動支援

民生委員児童委員は、「常に住民の立場での相談・援助活動」を進めて行くことが法的に明確化され、これまで以上に住民の身近な支援者としての活動強化が求められており、地域で社会福祉を推進する要として民生委員児童委員の資質向上と活動を支援するため、事務局を運営し次の事業を実施する。

- (1) 総会・役員会・定例会の開催(第1民児協・第2民児協・第3民児協)
- (2) 民生委員児童委員活動に必要な資料の提供及び連絡調整
- (3) 民生委員児童委員連合会の活動強化(第1民児協・第2民児協・第3民児協)
- (4) 各種研修会・大会への派遣
- (5) 調査活動の強化・支援
- (6) 関係機関・団体等との連携
- (7) 民協宿泊研修及び福祉施設視察研修会
- (8) 災害に備える民生委員児童委員活動の推進
- (9) 民生委員・児童委員充足率の促進



第2民児協挨拶運動・伊良波中学校(令和5年5月)



豊見城市第1・第2・第3民生委員児童委員協議会 合同定例会(令和5年5月)

10. 子どもの居場所・学習支援（子どもの貧困緊急対策）事業

全国に比べて特に深刻な沖縄の子どもの貧困に関する状況に緊急に対応するため、次の事業を実施する。

- (1) 子どもの居場所づくり(子どもたちが安心して安全に過ごせる事のできる心のよりどころなる居場所で、基本的生活習慣の確立支援・学習支援・食育支援・交流活動等の寄り添い支援)と居場所管理者・指導員の配置
- (2) 子どもの貧困に関する実態把握、調査研究、広報啓発



11. 受託事業

市民に対して、各種の福祉サービス等を総合的・効果的に提供できるよう市当局・県社協と十分なる調整を行い、次の事業を受託して実施する。

1) 豊見城市

(1) 地域ミニデイサービス事業

地域の公民館等を活用しミニデイサービスを開催し、定期的に出かけることで孤独感の解消や閉じこもりの予防、生活にメリハリをつけ、社会参加の促進と心身機能の低下を防ぐことで介護予防につなげます。

(2) 生活困窮者自立相談支援・家計改善支援・一時生活支援・機能強化事業

～ 豊見城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター ～

生活に困りごとや不安を抱えている方からの相談を受け、どのような支援が必要か相談者と一緒に考え、具体的なプラン（家計相談含む）を作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

(3) 生活支援体制整備事業 ～ 第2層生活支援コーディネーター配置事業 ～

生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び地域における支え合いの体制づくりを推進する。



豊見中しののめ会



長嶺さわやか会



伊中校ゆがふ会

2) 沖縄県社会福祉協議会

(1) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用と情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払等、福祉サービスの適切な利用のための援助を行う。

(2) 生活福祉資金貸付相談事業

低所得者世帯等に対して、低利または無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活の確保を行う。

※特例貸付の償還及び償還免除に関する業務

12. 指定管理運営事業

市からの指定管理を受け、施設の適正な管理を確保し、公平なサービス提供と住民サービスの向上を図るよう、次の事業を実施する。

(1) 複合型福祉施設（真嘉部コミュニティセンター）指定管理運営事業

- ①真嘉部複合型施設の管理運営
- ②児童に健全な遊びを提供する児童館の運営
- ③子育てサークル等の育成支援、世代間交流事業
- ④児童福祉に関する総合相談及び関係機関との連携
- ⑤子どもの居場所・学習支援（貧困緊急対策事業）との連携・実施
- ⑥放課後児童健全育成事業（まかぶ児童クラブの運営）
- ⑦その他、長嶺中学区の地域福祉の向上を図るための事業の展開



(2) わくわく児童館指定管理運営事業

- ①わくわく児童館の管理運営
- ②児童に健全な遊びを提供する児童館の運営
- ③子育てサークル等の育成支援、世代間交流事業
- ④児童福祉に関する総合相談及び関係機関との連携
- ⑤子どもの居場所・学習支援（貧困緊急対策事業）との連携・実施
- ⑥その他、伊良波中学区の地域福祉の向上を図るための事業の展開



(3) 放課後児童健全育成事業（ゆたか児童クラブ）指定管理運営事業

- ①児童クラブ施設の管理運営（学校、地域、こども応援課との連携）
- ②児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること
- ③遊び活動への意欲及び態度の形成に関すること
- ④遊びを通じて自主性、社会性及び創造性の向上に関すること
- ⑤児童の遊びの活動状況の把握及び家族への連絡に関すること
- ⑥その他、児童の健全育成上、必要な事業に関すること



1 3. 養成訓練（研修）並びに連絡調整

地域福祉の推進役として中核的な役割を担う社協は、市民のニーズに応え、「誰もが幸せで安心して生活できる福祉のまちづくり」の推進のために、各種関係機関との連絡調整を行うとともに、役職員の資質向上を図るため、次の事業を実施する。

- (1) 理事・監事・評議員研修会の開催
- (2) 福祉部との連絡調整及び社会福祉法人・関係機関との連携
- (3) 役職員の各種研修会・大会への派遣並びに行事参加
 - ①沖縄県社会福祉大会への参加
 - ②南社連各連絡会への参加（会長、事務局長、業務、庶務、ボランティア）
 - ③地域福祉委員会代議員並びに役職員研修会への参加
 - ④共同募金委員会事務局長並びに職員研修会への参加
 - ⑤生活福祉資金担当職員研修会への参加
 - ⑥市町村社協正副会長、事務局長合同研修会への参加
 - ⑦市町村社協会計担当者研修会への参加
 - ⑧南社連役職員研修会への参加
 - ⑨その他、役職員の資質向上を図るための各種研修会等への参加
- (4) 社会福祉法人地域貢献活動支援・マッチング事業



1 4. ふれあい相談センターの運営

市民のあらゆる生活・福祉問題等を受け止め、迅速かつ確実に問題解決につなげるため、コミュニティソーシャルワーカー・相談担当職員及び民生児童委員をはじめ関係機関と連携した相談活動等を実施する。

- (1) ふれあい相談の実施
 - 一般相談・生活福祉資金等相談
 - 福祉用具貸与相談
 - 介護予防・健康相談（リハビリ室）
- (2) ネットワーク（関係機関）連絡会議等への参加
- (3) ケース検討会（事例研究）の開催及び参加
- (4) 各種研修会等への参加
- (5) 市主催合同相談会への協力



15. 福祉ボランティアのまちづくり事業

ボランティア活動への理解と関心を深めるため、幅広く福祉教育や学習の機会を提供し、体験・交流活動等を推進することでボランティア活動に参加しやすい体制の整備を促進し、地域ボランティアのまちづくりを図るため、次の事業を実施します。

(1) 市民啓発推進事業

- ① ボランティア活動協力校の指定
- ② ボランティアまつりの開催(交流会と隔年開催)
- ③ 学生ボランティア活動実践者の表彰
- ④ 24時間テレビ募金活動への協力



24 時間 TV 街頭募金活動(令和 5 年 8 月)

(2) 養成研修事業

- ① ボランティア指導者(教諭)研修会
- ② ボランティア研修会等への参加・派遣
- ③ ボランティア人材育成・スキルアップ研修



ボランティア指導者研修会

(3) ボランティア組織事業

- ① ボランティア運営協議会の開催
- ② ボランティア連絡協議会の活動支援
- ③ ボランティアグループの育成・活動費援助



ボランティアセンター運営委員会(令和 5 年 4 月)

(4) 活動基盤づくり事業

- ① ボランティア保険の加入普及及び普及啓発
- ② 民間福祉資金の活用及び情報提供
- ③ ボランティア登録,更新,派遣調整,情報提供

(5) 人にやさしいまちづくり(バリアフリー)啓発事業

- ① 体験備品(疑似体験、車いす等)の整備
及び貸出・体験指導
- ② バリアフリー情報の発信・普及啓発



ゆたか小学校福祉講話(令和 5 年 9 月)

16. 法人後見事業の実施

判断能力が不十分なために意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人又は補助人に就任することにより本人の権利擁護を図り、地域福祉の推進に寄与することを目的とする

- (1) 法人後見事業運営審査委員会の開催
- (2) 被後見人の台帳整備
- (3) 定期訪問及び訪問記録作成
- (4) 財産目録の調整と財産管理・身上監護(保護)の実施
- (5) 成年後見制度の周知



法人後見事業運営審査会(令和6年2月)

17. 福祉団体の事務局運営及び活動支援

市内の福祉団体等の活動強化を図るために支援を行う。

- (1) ひとり親福祉会
- (2) 民生委員児童委員連合会
- (3) 老人クラブ連合会
- (4) ランティア連絡協議会



ボランティア交流会(令和4年7月)

18. 苦情解決事業の実施

社協が提供する福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、社協の信頼及び適正性の確保を図るため、苦情受付担当者や解決責任者を配置するとともに、客観性を確保するために第三者委員を配置し、事業を推進する。

受付から解決まで

- ① 苦情の受付 —————→ 【来所・書面・FAX・電話・電子メール等】
- ② 解決方法の検討 —————→ 【事情調査・申出人への助言・あっせん等】
- ③ 事情調査 —————→ 【聞き取り・実地調査】
- ④ 解決方法(の決定) —————→ 【申出人への助言・事業所に対する申し入れ等】
- ⑤ 結果の確認 —————→ 【解決・改善結果の報告を受け確認】

19. その他の事業

社協の活動資金（自己財源）確保及び社協活動並びに地域福祉活動推進のため、次の事業を実施する。

- (1) 社協会員募集の企画実施
- (2) 赤い羽根共同募金運動の企画実施
- (3) 歳末たすけあい運動の企画実施
- (4) 共同募金チャリティーグラウンドゴルフ大会の開催
- (5) 福祉活動資金・福祉センター修繕基金の造成
- (6) 福祉実習生・職場体験受け入れ
- (7) 災害被災等に関する支援・募金活動・啓発活動
- (8) その他社会福祉に関する必要な事業



赤い羽根街頭募金活動(令和 5 年 10 月)



歳末助け合い街頭募金活動(令和 5 年 12 月)



チャリティーグラウンドゴルフ大会(令和 6 年 1 月)



社会福祉センター修繕基金の造成



豊見城市お宝発表会(令和 5 年 12 月)



福祉現場実習生の受入(令和 6 年 2 月)

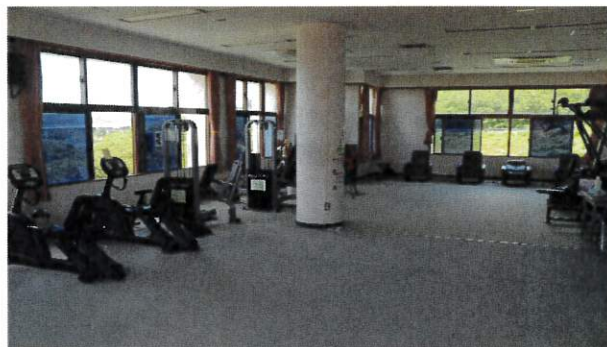
20. 社会福祉センターの運営管理

社会福祉センターは、地域福祉活動の拠点として各種福祉団体の研修会や行事等をはじめ一般市民の健康づくりに広く活用されるよう、次のとおり実施する。

- (1) リハビリ室を活用し市民の健康び増進を図る
- (2) 手話サークル、福祉ボランティア、各種サークル活動の開催及び、広く市民ボランティアの育成事業の開催
- (3) 各福祉団体は、会の組織強化と会員の福祉向上を図るため研修・教養・健康交流の場として活用する
- (4) 相談室は、生活福祉資金貸付相談等の充実強化をはじめ、市民からの各種相談対応のため活用する
- (5) 各種研修の場に供し福祉事業従事者及び一般市民の福祉向上を図るために活用する
- (6) 社会福祉センターの保守管理・借用受付・管理運営
- (7) 生きがづくり陶芸作業室の活用



社会福祉センター



リハビリ室



会議室



和室



研修室



レクリエーション室

◆社会福祉センター

施設名・団体名	所在地	電話番号
社会福祉協議会	平良467-4	856-2782
ボランティアセンター		
民生委員児童委員連合会		
母子寡婦福祉会		
身体障害者福祉協会		
老人クラブ連合会		
ボランティア連絡協議会		

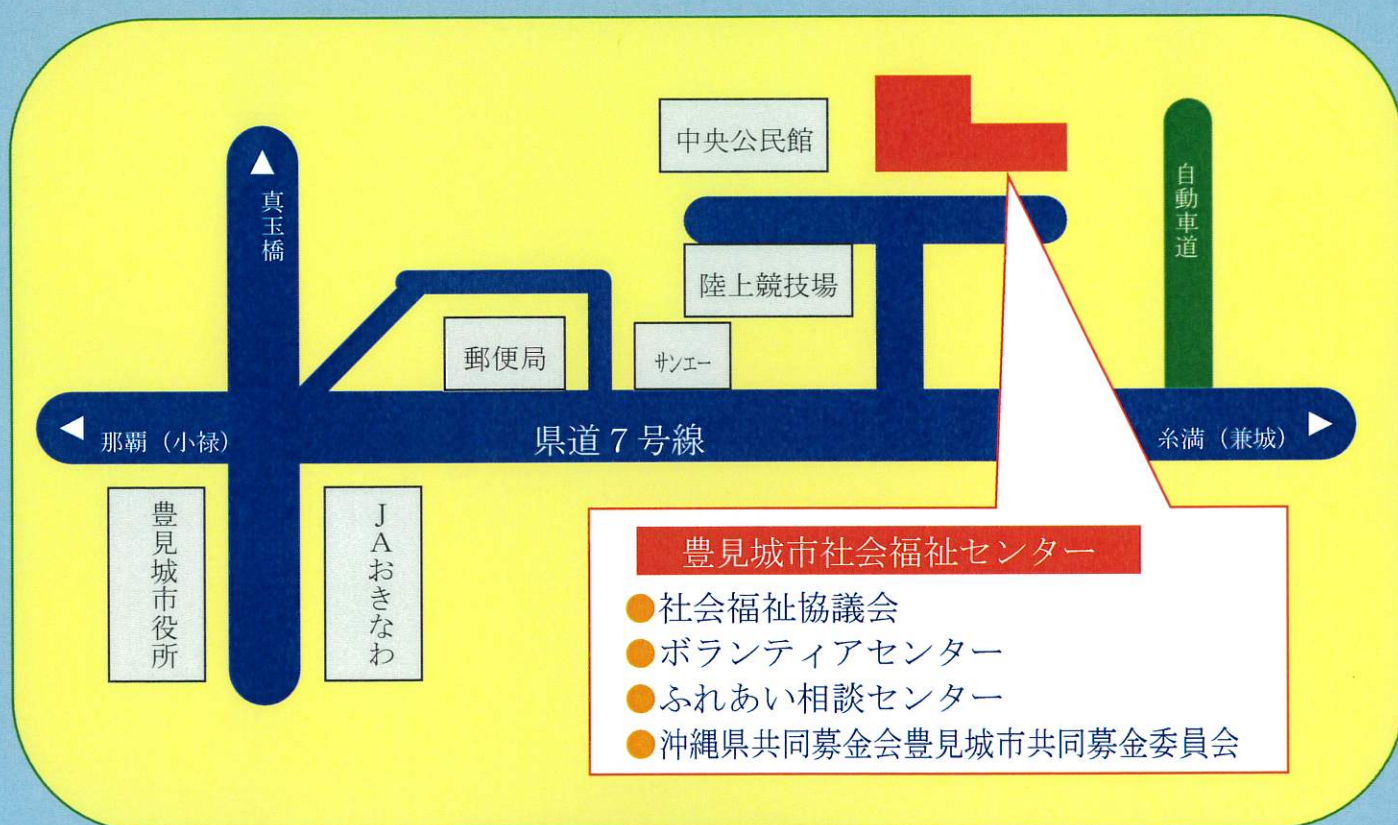
◆ボランティア団体

団体名	問い合わせ	電話番号
フ レ ン ズ	ボランティア等に関する 問い合わせは、社会福祉 協議会まで	856-2782
一 歩 会		
豊見城福祉レクサークル		
民踊レクサークル契りの会		
更生保護女性会		
豊寿大学同窓会		
沖縄県観光ボランティアガイド友の会		
手話サークルパズル		



社会福祉協議会シンボルマークは、社会福祉の「社」を図案化し、「手を取りあって
明るいまあわせな社会を建設する姿」です。

ふれあいネットワーク は、全国にネットワークを持ち、地域福祉を推進する社会福祉協議会をひとことと言い表したものです。



社会福祉
法人

豊見城市社会福祉協議会

〒901-0212 沖縄県豊見城市字平良 467-4(市社会福祉センター内)

TEL(098)856-2782 FAX(098)856-2774

<http://www.tomigusuku-shakyo.or.jp>

共同募金は地域福祉活動の大切な財源です

